

事業主の皆様へ

賦課期日（1月1日）に

住民基本台帳に記録されている外国人住民は、
個人住民税の納税義務者となります。

外国人労働者の方の退職により、個人住民税に未納が生じる場合があります。

また、個人住民税は、前年の所得に応じて課税されるため、退職した月によっては、次の年も納税義務が発生する場合があります。

その場合の納税方法は、下記のとおりです。

1 一括徴収（特別徴収）

個人住民税の特別徴収がなされている外国人労働者の方が退職する場合は、徴収税額の一括徴収に御協力をお願いします。

※ 1月以降の退職の場合は、必ず未徴収税額の一括徴収を行うことになっていますが、6月から12月の間の退職の場合は、外国人労働者の方からの申出が必要となります。

2 普通徴収

上記「1」以外の個人住民税は、普通徴収となります。

本人による納付が困難な場合や翌年度の個人住民税の納付については、納税管理人(※1)の設定や、予納(※2)により、納付を行うことができますので、雇用する外国人労働者の方へのご支援をよろしくをお願いします。

※1 税金の納付等を行うための代理人

※2 納期が到来していない税金をあらかじめ納付等する方法

※ 個人住民税は、県民税と市町村民税を併せて市町村で賦課徴収の事務を行っています。

課税内容のお問い合わせや納税の手続きは、お住まいの市町村にお尋ねください。